

第8期 雲南市農業委員会第18回総会議事録

1. 日 時 令和6年12月25日(水) 14:00～15:18

2. 場 所 市役所3階 301会議室

3. 出席委員(18名)

4. 欠席委員(1名)

5. 事務局又は説明者

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第119号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第120号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第121号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第122号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第123号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第124号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>時間が参りましたので、皆様ご起立ください。 一同ご礼。 ご着席ください。</p>
議長	<p>これより先は、嘉本会長職務代理者には総会の議長をお願いいたします。 ただ今の出席委員は18名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第18回総会を開会いたします。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により17番委員、1番委員を指名いたします。</p>
議長 事務局	<p>日程第2、諸報告を行います。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について報告並びに説明】 ①会長専決処分の報告について（令和6年11月21日開催第17回総会分） ②合意解約届（農地法第18条第6項通知）の受理について ③農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ④農地法第4条第1項第8号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について ⑤公共事業の施工に伴う廃土処理に係る届出書の受理について ⑥認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置届出書の受理について ⑦農地法第3条の3の規定による届出書の受理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会議等の開催報告 情報委員会委員長長の報告・・・第60号いなたひめ発刊について 会長職務代理者の報告・・・会長代表者会の概要について ・ 会議等の開催予定
議長	<p>説明が終わりました。諸報告について質問等がありましたら、挙手の上で発言をお願いします。なお、発言をされる委員は議席番号のみを告げてから発言をお願いします。 （無しの声あり）</p>
議長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議長	<p>日程第3、議案の上程を行います。 最初に、議第119号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書10ページ、議第119号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について説明します。議案書11ページをご覧ください。図面資料は最初のページからです。 申請番号1番、〇〇町〇〇の田6筆、畑1筆の合計7筆になります。合計面積は3,729㎡です。権利の種別は非農地証明で、所有者は議案書のとおりです。非農地の事由は、現在、土地所有者は遠方に住んでおり、長年にわたって耕作を行っていなかった</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>ため、雑木林が繁茂し原野化してしまったということです。令和6年12月4日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考えます。</p> <p>以上、説明いたします。</p>
議長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があればお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議長	<p>無いようですので、議第119号についての説明を終わります。</p> <p>次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。議第119号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第119号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議長	<p>次に、議第120号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書12ページ、議第120号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について説明します。議案書13ページをご覧ください。図面資料については別添12ページから掲載しています。</p> <p>番号1番から10番、〇〇町〇〇、地目は田6筆、畑4筆の合計10筆で、関係者は5名、合計面積は8,344㎡です。令和6年12月4日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考えます。</p> <p>以上、説明いたします。</p>
議長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があればお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議長	<p>無いようですので、議第120号についての説明を終わります。</p> <p>次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、討論を終わります。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議長	<p>お諮りいたします。議第120号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第120号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議長	<p>次に議第121号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書14ページ、議第121号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。今月は4件の申請が出ております。議案書15ページをご覧ください。図面資料は17ページからです。</p>
	<p>申請番号1番、〇〇町〇〇の2筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は2,033㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲渡の申請事由は、遠方に居住しており、耕作が困難である。譲受の申請事由は、申請地を譲り受け、耕作を行う。ということです。申請地は現在も譲受人が耕作しており、所有権取得後も変わらず耕作していくということです。確認委員は議案書のとおりです。</p>
	<p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は21㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。所有権移転の申請事由は、隣接農地との土地交換のため。ということです。後ほど議第123号でご説明しますが、譲渡人の親族の方が住宅を建築するにあたって、譲受人の土地をもらって住宅敷地にされるとということです。今回の申請はその代替地として所有権を取得されるものです。申請地は細長い土地ですが、譲受人の農地と隣接しているため、一緒に耕作、管理をしていくということです。確認委員は議案書のとおりです。</p>
	<p>申請番号3番、〇〇町〇〇の5筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は2,029㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲渡の申請事由は、空き家とともに譲り渡す。譲受の申請事由は、空き家とともに譲り受け、耕作を行う。ということです。申請地は取得される空き家のすぐ横にある農地で、田と畑の両方で野菜を栽培されます。隣接農地を譲渡人が今後も耕作されることもあり、耕運機等の機械は共同で使わせてもらうということです。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p>
	<p>申請番号4番、〇〇町〇〇の2筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は3,491㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲渡の申請事由は、高齢になり、耕作が困難である。譲受の申請事由は、申請地を譲り受け、耕作を行う。ということです。譲受人は申請地の隣接地で耕作をしており、所有権取得後は申請地も同様に耕作を行うということです。確認委員は議案書のとおりです。</p>
	<p>以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるものと見込まれます。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>
	<p>以上、説明といたします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議長 16番	ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があればお願いします。 はい。
議長	はい、どうぞ。
16番	16番です。申請番号3番について説明します。この案件については、担当の農地利用最適化推進委員が聞き取りを行っており、その内容について説明します。譲渡人は元々この家の持ち主の相続人で、現在、少し離れたところに居住しており、管理しているが十分行き届かないため、誰か耕作をしてもらう人を探していたところ、今回、譲受人が見つかって申請に至ったということです。譲受人は現在、市外に居住されていますが、今回この機に夫婦揃ってこの地域に住まいして自治会活動にも積極的に参加したいという希望でしたと報告を受けておりますので問題ないと判断しております。よろしくお願いします。
議長	ありがとうございました。他にありませんか。 (補足説明なし)
議長	無いようですので、議第121号についての説明を終わります。 次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議長	無いようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議長	無いようですので、討論を終わります。 お諮りいたします。議第121号農地法第3条の規定による許可申請について、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。よって、議第121号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。
議長	次に、議第122号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書17ページ、議第122号農地法第4条の規定による許可申請について説明します。今月は4件の申請が出ております。議案書18ページをご覧ください。図面資料は26ページからです。 申請番号1番、〇〇町〇〇の3筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は484.75㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的及び理由は、自身が経営する会社の資材置場として利用したい。とのことです。過去に隣接地を資材置場として転用しており、そこが手狭となったため拡張されるものです。また、これに関係する5条の案件がございますので、それについては後ほど議第123号でご説明いたします。始末書が提出されており、平成17年頃から道路の拡幅および新設により残地となった申請地を農地法の手続きを行わず資材置場として利用してしまっただけです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、過去に土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と判断いたしました。転用の許可条項は、規則第33条第1項第4号に規定する、住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において居住

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当する場合の集落接続と考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は86㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的及び理由は、申請地に車庫を建築して利用したい。とのことです。始末書が提出されており、農地法の認識不足により、平成6年頃から自宅に隣接する申請地に車庫を建築して利用してしまいました。ということです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより転用目的を達成することができる場合に該当しないため、代替性なしであると考えます。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は138㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的及び理由は、宅地を拡張し、庭及び倉庫を整備したい。とのことです。始末書が提出されており、農地法の認識不足により、平成25年頃から庭の一部として使用してしまいました。ということです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりで、農地区分及び許可条項は申請番号2番と同じです。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇の2筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は211㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的及び理由は、自宅の目隠し、防風のための植樹をし、庭及び通路としても利用したい。ということです。始末書が提出されており、令和4年ごろから宅地の一部として利用してしまいました。ということです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりで、農地区分及び許可条項は申請番号2番、3番と同じです。なお、申請番号1番は第1種農地であることから、島根県農業会議設置の常設審議委員会諮問案件となります。本日許可相当と決定いただいた場合、常設審議委員会での許可妥当の決定後に会長専決により許可となります。</p> <p>以上、説明いたします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があればお願いします。</p> <p>はい。</p> <p>はい、どうぞ。</p> <p>4番です。申請番号1番から3番について説明いたします。申請番号3番は担当区域の委員が欠席ですので、代わりに説明します。</p> <p>まず申請番号1番についてです。申請地は20年以上前に道路の拡張、新設工事の時に田んぼであった農地が買収となった残りの土地であります。新道を付けるにあたり、従来の田んぼから2m以上の高低差が出来、農機具の搬入に支障をきたすことになったため、当時の〇〇町に要望し、道路高さまで埋めてもらいました。その後、造園業を営んでいることもあり、資材置場として使用して参りましたが、農地法の許可が必要なことは承知しておりましたが、ついつい失念し今日に至ったものであり、私の不徳の致すところであります。甚だ勝手なお願いではありますが、寛大なご配慮を賜りますようご審議願いますということです。</p> <p>次に、申請番号2番についてです。平成6年に申請地である農地に車庫を建築し、平成19年に浄化槽を設置しております。この度相続登記を行った際、申請地の地目が畑のままであることが分かりました。また、農地転用許可が必要である旨を知り驚いております。</p>
議長	
4番	
議長	
4番	

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>農地転用等の必要な手続きを行わず、工作物を設置したことにお詫び申し上げます。今後は、農地法を厳守し二度とこのようなことが起こらないよう留意して参りますので、何卒よろしくお願いいたしますということです。</p> <p>次に、申請番号3番についてです。申請地は昭和53年に取得した際には、宅地として利用しておりました。その後、国調があり成果として畑に地目変更されました。両親が畑として耕作しておりましたが、両親が耕作できなくなり、私も左官業を営んでいることから、約15年前から耕作しなくなり、自然と庭敷地になってしまいました。農地法の認識不足から転用許可を得ずに安易に庭敷地にしていた事に深く反省しております。今後は、農地法を厳守しこのような不始末を起こさないよう謹んでお誓い申し上げますということです。よろしくお願いいたします。</p>
議長	他にありませんか。
11番	はい。
議長	はい、どうぞ。
11番	<p>11番です。申請番号4番について説明いたします。担当の農地利用最適化推進委員から確認をしております。図面資料の37ページをご覧ください。申請地の上にはお寺があり、このお寺の駐車場を確保したいということで、この土地を駐車場として物色していて、手続きをしようとしたら、畑で登記がされていたことが分かり、相続人は親の代からも畑が現状のような庭として転用されていることが、今回初めて分かったということでした。そうした認識をしていなかったということを取り上げました。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいま、補足説明がありました。他にありませんか。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議長	<p>無いようですので、議第122号についての説明を終わります。</p> <p>次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。はじめに議第122号農地法第4条の規定による許可申請のうち、申請番号2番から4番について、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第122号農地法第4条の規定による許可申請のうち、申請番号2番から4番については、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、議第122号農地法第4条の規定による許可申請のうち、申請番号1番については島根県農業会議設置の常設審議委員会への諮問による意見聴取が必要となる案件であります。よって、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第122号農地法第4条の規定による許可申請のうち、申請番号1番については、申請のとおり許可相当であると確認することに決定いたしました。今後、島根県農業会議設置の常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた</p>

発信者	議 事 録 要 旨
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>場合は、会長専決により許可の決定をいたします。</p> <p>次に、議第123号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書20ページ、議第123号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。今月は6件の申請が出ております。議案書21ページをご覧ください。図面資料は40ページからです。</p> <p>申請番号1番、この案件は先ほどの議第122号の申請番号1番に係る案件です。〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は28㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は使用貸借で、貸付人、借受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由は、自身が経営する会社の資材置場として利用したい。ということです。農用区域外で確認委員は議案書のとおりです。図面資料の41ページの写真を見ていただくとわかりますが、この土地も既に議第122号申請番号1番の資材置場の一部となっています。先ほどとは違い、名義が家族の方の名義となっているため、農地法第5条の申請で使用貸借契約を結び使用されます。こちらについても始末書が出ていますが、同様の内容ですので省略いたします。農地区分は、過去に土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と判断いたしました。転用の許可条項は、規則第33条第1項第4号に規定する、住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当する場合の集落接続と考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は156㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は使用貸借で、貸付人、借受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由は、申請地を借り受け、従業員用駐車場として利用したい。とのこと。駐車場8台分を整備されます。農用区域外で確認委員は議案書のとおりです。始末書が提出されており、事業拡大により従業員用の駐車場が不足し、平成8年頃から利用してしまった。ということです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより転用目的を達成することができる場合に該当しないため、代替性なしであると考えます。</p> <p>申請番号3番と4番、こちらは同じ場所ですのでまとめてご説明いたします。先ほどの議第121号の申請番号2番にも関係する案件です。〇〇町〇〇の2筆で、申請面積は2筆合わせて88㎡、地目は議案書のとおりです。3番につきましては、申請人らが親族関係ですので、権利の種別は使用貸借、貸付人、借受人は議案書のとおりです。また、4番につきましては、権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由は、申請地に住宅を新築したい。とのことで、隣接の宅地と合わせた470.61㎡の土地に住宅1棟80.32㎡を建築されます。残りの面積は、進入路、駐車場および庭として利用されます。農用区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、都市計画区域内の第1種住居地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能です。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>申請番号5番、〇〇町〇〇の4筆で、申請面積は1,571㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由は、既存の駐車場および資材置場が手狭になったため、申請地を譲り受け利用したい。とのことで、駐車場は5台分を整備されます。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書のとおり、農地区分および許可条項は申請番号2番と同じです。</p> <p>申請番号6番、〇〇町〇〇の2筆で、申請面積は150.97㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由は、申請地へ墓地を移転し、また庭を拡張したい。ということです。今回、墓地の移転については、市の官地部分に土地が跨って建っていることから、移転の必要があり申請地へ移転するものです。また、その移転先を含めた周囲の農地も既に庭として利用されていたため始末書が提出されております。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分および許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>なお、申請番号1番及び6番は第1種農地であることから、島根県農業会議設置の常設審議委員会諮問案件となります。本日、許可相当と決定いただいた場合、常設審議委員会での許可妥当の決定後に会長専決により許可となります。</p> <p>以上、説明いたします。</p>
議長	ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があればお願いします。
13番	はい。
議長	はい、どうぞ。
13番	<p>13番です。申請番号5番について1,000㎡を超える案件ですので説明します。私と担当の農地利用最適化推進委員で現地を確認しました。図面資料51ページをご覧ください。〇〇小学校の下の道路から少し入った場所になります。この譲受人は土木の仕事をしており、現在も駐車場とか資材置場はありますけれども、そちらの方が手狭になり、それでこの申請地を新たに譲り受けて場所を確保したいというものです。図面資料の55ページに資材置場と駐車場が載っております。他に進入路とかも新しく広くしたりして、場所を確保したいということです。駐車場は従業員用5台分で、残りは資材置場にしたいということです。よろしくお願いします。</p>
議長	他にありませんか。
5番	はい。
議長	はい、どうぞ。
5番	<p>5番です。申請番号6番について、図面資料は56ページからです。事務局からの説明もありましたが、元々譲受人らは兄弟関係であるということで、地目上は畑になっていますけれども、既に庭として利用されております。先代から譲り受けた形で内容や状況は把握せずに今日に至っているという状況のようです。始末書も出されており、認識不足または農地法の勉強不足だったということで、転用手続きもせず今日に至ってしまったということ深くお詫び申し上げますということでした。反省するとともに、今後、このようなことが無いよう留意いたしますということです。よろしくお願いします。</p>
議長	他にありませんか。
議長(18番)	18番です。申請番号2番について、始末書が提出されておりますので説明します。申請することになった経緯については、農地パトロールで無断転用されているという指摘が

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>あり、申請することになったということです。転用の目的は、会社の駐車場が不足しているということで、駐車場として利用したいということです。図面資料4 4ページをご覧くださいと、写真では7台駐車してありますが、8台分の整備をしたいということです。いつ頃からかということは、平成8年頃ということでした。図面資料の下の方に工場の様子が書いてありますけれども、工場は順次拡充されていき、平成8年くらいから駐車場が不足していたので、そういうことに整備をするようになった。これは、現社長のお父さんがやられて、ずっと利用してきたものである。この土地については、写真の上側に田んぼがあり、写真右手にはその田んぼへ行く作業道があります。前の方は公衆用道路、左側は水路になっています。上は田んぼですけれども、周囲の状況からみて、そんなに大きな問題が起きる場所ではないと判断しております。申請地を選んだのは、会社に隣接しており、会社に近いことから利便性が良いということでこの場所を選んだということです。以上のように報告しますので、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>他にありませんか。 (補足説明なし)</p>
議長	<p>それでは、ただいま担当区域の委員から補足説明がありましたが、他に無いようですので、議第1 2 3号についての説明を終わります。 次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議長	<p>討論を終わります。 お諮りいたします。はじめに議第1 2 3号農地法第5条の規定による許可申請のうち、申請番号2番から5番について、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議無しの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第1 2 3号農地法第5条の規定による許可申請のうち、申請番号2番から5番については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。 次に、議第1 2 3号農地法第5条の規定による許可申請のうち、申請番号1番と6番については、島根県農業会議設置の常設審議委員会への諮問による意見聴取が必要となる案件であります。よって、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。 (異議無しの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第1 2 3号農地法第5条の規定による許可申請のうち、申請番号1番と6番については申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、島根県農業会議設置の常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可の決定をいたします。</p>
議長	<p>次に、議第1 2 4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書2 4ページ、議第1 2 4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>の承認について説明いたします。議案書25ページをご覧ください。今回は設定件数33件。内訳は〇〇町4件、〇〇町5件、〇〇町22件、掛合町2件です。また、借り受け戸数は7戸となっております。なお、29ページからは、一括方式による農地中間管理機構からの転貸となっております。この全ての計画は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることの要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>以上、説明といたします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。利用権貸借と一括方式がありますが、一括方式の中に議事参与の制限に該当する〇〇町の案件がございますので、協議の際にはご配慮願います。あの時計で、15時10分まで暫時休憩としますので、ご協議をお願いします。</p> <p>・・・・・・（休憩）・・・・・・</p>
議長	<p>会議を再開します。</p> <p>先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を発表していただきますが、初めに議事参与に関係する案件以外であります、利用権貸借の申請番号1番から8番、一括方式の申請番号1番と2番及び22番について、〇〇町からお願いします。</p>
1番	はい。
議長	はい、どうぞ。
1番	<p>1番です。利用権貸借の申請番号1番から4番まで、〇〇町の案件ですが、4件とも再設定であり、受けられる方も意欲的に取り組んでおられる方ですので、問題ないと判断しました。よろしくお願いします。</p>
議長	ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。
8番	はい。
議長	はい、どうぞ。
8番	<p>8番です。利用権設定の5番と6番ですが、利用権設定を受けられる方は〇〇町で一番大きな個人農家であります。新規、再設定がありますが問題ないと思います。一括方式の1番と2番ですが、これは後で出てきますが、〇〇町で受けられた認定農業者、青年等就農計画認定を受けられた方で、〇〇町で葡萄のハウスをやられるということで、新規ですが問題ないと考えます。よろしくお願いします。</p>
議長	はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。
13番	はい。
議長	はい、どうぞ。
13番	<p>13番です。利用権設定の7番と8番ですが、両方とも再設定であり、実績のある方ですので問題ないと判断いたしました。</p>
議長	ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。
16番	はい。
議長	はい、どうぞ。
16番	<p>16番です。一括方式の22番について、説明します。再設定でありますので、問題ないと考えており、受け手の方も意欲的な方ですので問題ないと判断しております。よろし</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議長	<p>くお願いします。</p> <p>はい、ありがとうございました。ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。議第124号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与に関係する案件以外であります、利用権貸借の申請番号1番から8番、一括方式の申請番号1番と2番及び22番について、申請のとおり全て妥当として市長へ報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第124号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与に関係する案件以外であります、利用権貸借の1番から8番、一括方式の1番と2番及び22番については、申請のとおり全て妥当として市長へ報告することに決定をいたしました。</p>
議長	<p>次に、議事参与の制限に該当する案件を審議いたします。</p> <p>議第124号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、一括方式の申請番号3番から21番です。雲南市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により、11番委員には、ご退席願います。</p> <p>(11番委員 退席)</p>
議長	<p>それでは、この案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より、発表していただきます。</p>
13番	<p>はい。</p>
議長	<p>はい、どうぞ。</p>
13番	<p>13番です。一括方式の3番から21番まで、すべて再設定であります。積極的に耕作されている法人ということで妥当であると判断しました。よろしくお願いします。</p> <p>ただ今、協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>討論を終わります。</p> <p>お諮りいたします。議第124号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、一括方式の申請番号3番から21番について、申請のとおり全て妥当として市長へ報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第124号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、一括方式の申請番号3番から21番については、</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議長	<p>申請のとおり全て妥当として市長へ報告することに決定をいたしました。</p> <p>(1 1 番委員 入室)</p> <p>1 1 番委員にはご着席願います。</p> <p>(1 1 番委員 着席)</p>
議長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p>
議長 (1 8 番)	<p>会長職務代理者から挨拶</p>
事務局	<p>ご起立ください。</p> <p>一同ご礼。</p> <p>ご着席ください。</p> <p style="text-align: right;">(1 5 : 1 8 終了)</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____